

## 「町田市ホームページ」に

**お店や会社のバナー広告を載せてみませんか？**

**「セカンドページの値下げ」や「長期やセットの割引」も  
開始します！※**

※割引の適用は2019年5月掲載分からになります

「町田市ホームページ (<http://www.city.machida.tokyo.jp/>)」は、市政、暮らし、イベント等に関する情報を掲載した市のホームページです。

この「町田市ホームページ」にバナー広告を載せてみませんか？市ではウェブサイトをお持ちのお店や会社を募集しています！！

### 1. 募集期間

2019年1月15日（月）～2月13日（水）

### 2. 広告掲載期間

① 2019年4月1日（月）～2019年4月30日（火）

② 2019年5月1日（水）～2020年4月30日（木）

①、②ともに1か月単位でのお申込みになります。

②の期間から、セカンドページを値下げし、長期やセットのお申込みがお得な割引制度を導入します。

### 3. 応募資格など

ウェブサイトを有する事業主（ただし、以下の①～⑦までのもの及び、別表1・2に該当する業種または内容のものは掲載できません）

① 町田市ホームページの公共性または品位を損なうおそれがあるもの

② 公序良俗に反するおそれのあるもの

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる風俗営業に関するもの

④ 政治又は宗教に関するもの

⑤ 個人、団体の意見広告を内容とするもの

⑥ 法令の規定に違反するおそれのあるもの

⑦ その他市長が掲載する広告として適当でないと認めたもの

#### 4. 広告掲載料

2019年4月掲載分については、1か月1枠3万円です。2019年5月掲載分から、セカンドページを値下げし、長期やセットでのお申込みが割引になります。

割引その1

長期のお申込みで割引！

セカンドページ値下げ

掲載期間 (連続する期間)	トップページの広告掲載料 (税込月額)	セカンドページの広告掲載料 (税込月額)
1か月から2か月	3万円	2万円
3か月から6か月	2万7千円	1万8千円
7か月から12か月	2万4千円	1万6千円

※年度を超えてのお申し込みはできません。

2019年5月1日から2020年4月30日まで掲載する広告に適用します。

割引その2

トップページとセカンドページの同時申し込みで割引！

トップページとセカンドページに同時に申し込み、同一の広告を同一期間に掲載する場合は、セカンドページの広告掲載料が1枠1か月1万円になります。

例) トップページとセカンドページに同時に5月に1か月間広告を掲載する。

→「トップページ3万円」+「セカンドページ1万円」で合計4万円

割引その3

「広報まちだ」に広告を掲載するとホームページの掲載料が割引！

広報まちだに広告掲載が決定した広告主の方は、当該広告を掲載した広報まちだの発行日が属する月、もしくは翌月の広告掲載料を1枠に限り1か月1万円になります。

例) 広報まちだ5月1日号とホームページに5月の1か月間掲載

→「広報まちだ5万円」+「トップかセカンドページ1万円」で合計6万円

#### 5. 位置・規格など

	トップページ	セカンドページ
掲載位置	トップページ下側	セカンドページ右下 (暮らし、子育て・教育、医療・福祉、文化・スポーツ、コミュニティ、観光の6分野のページ)
規格(1枠)	縦50ピクセル×横130ピクセル	縦45ピクセル×横200ピクセル
募集枠数	12枠(申し込みは1枠)	6つのセカンドページ×5枠(申し込みは各ページごと1枠)
形式	GIF形式の静止画でアニメは不可	
容量	7キロバイト以内	

## 6. 広告掲載期間等

- 広告の掲載期間は1か月単位
- 広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了します。

## 7. 掲載広告の決定方法

町田市ホームページに掲載するバナー広告の取扱基準に基づき、広告掲載の内容を審査したうえで可否を決定し、結果は、3月上旬までに応募されたすべての方に通知します。

## 8. ご注意

- 広告原稿は、広告掲載決定後に、画像データ（GIF形式の静止画でアニメは不可）にて広告原稿を作成し、提出してください。
- 指定された期日までに広告原稿の提出をされないとき、または広告掲載料が納入されないときは、広告の掲載は取り消されますのでご注意ください。
- 掲載位置の指定はできません。
- 広告には必ず、事業所名を明記して下さい。
- 4月掲載分のお振込み期限は3月18日（月）までとなります。

## 9. 応募方法

2月13日までに、「町田市有料広告掲載申込書」、「町田市暴力団排除条例に基づく誓約書」、広告原稿（紙ベース）を添えて、広報課へお申し込み下さい。



<問合せ先>  
町田市政策経営部広報課 種村 結城  
〒194-8520 町田市森野 2-2-22  
電話：042-724-2101  
FAX：042-724-1171  
MAIL：seisaku040\_01@city.machida.tokyo.jp

別表1

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者

別表2

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの